

川崎市上下水道局民間活用事業者選定評価委員会設置要綱

(令和4年3月31日 3川上経営第326号)

(目的及び設置)

第1条 上下水道局において所管する事務（以下「局事務」という。）における民間事業者の活力を活用した手法（以下「民間活用手法」という。）の導入の適否等に関して調査審議するため、川崎市上下水道局民間活用事業者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「民間活用手法」とは、指定管理者制度やPFI、コンセッション事業等、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共サービスの提供等を図る方法をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他事業管理者が必要と認める者

3 事業管理者は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に当該委員会を代表し、会務を総理する者（以下「委員長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に利害関係のある事件については、次条第2号又は第3号に規定する事項に関し、その議事に参与することができない。

5 委員が、前項の規定に違反して議事に参与した場合は、全ての委員を入れ替え、改めて選定又は評価を行うものとする。

6 委員長は、必要があると認める場合は、関係職員その他関係者を出席させ、資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 局事務における民間活用手法の導入の適否に関すること。

(2) 局事務における民間活用事業予定者の選定に関すること。

(3) 民間活用事業者の行った局事務における民間活用に係る業務の評価に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、局事務を所管する課等及び経営戦略・危機管理室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会設置要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会設置要綱（平成23年3月31日22川上総庶第690号）は廃止する。